
首都高速道路株式会社における 工事契約制度

2019年5月

首都高速道路株式会社

目次

1. 主な工事契約方式一覧

2. 工事契約方式の概要

2-1 施工能力確認方式

2-2 技術提案価格交渉方式(複数者交渉Aタイプ)

2-3 技術提案価格交渉方式(複数者交渉Bタイプ)

2-4 競争入札後価格交渉方式(見積審査タイプ)

3. 新たな契約方式の導入

3-1 導入の目的・概要

3-2 見積活用方式【公募型】【公募・要請併用型】

4. 契約手続に関するその他の取り組み

1. 主な工事契約方式一覧

当社の工事発注においては、主に以下の契約方式を適用しております。

契約方法	契約方式	落札者の決定方法	技術提案	備考
一般競争	一般競争入札	価格競争	なし	
一般競争	施工能力確認方式	総合評価	なし	
一般競争	見積活用方式【公募型】 2019.4より導入	総合評価	なし	
一般競争 指名競争	見積活用方式【公募・要請併用型】 2019.4より導入	総合評価	なし	
一般競争	技術提案価格交渉方式(複数者交渉Aタイプ)	総合評価	あり	
一般競争	技術提案価格交渉方式(複数者交渉Bタイプ)	総合評価	あり	
交渉合意	技術提案価格交渉方式(一者交渉タイプ)	価格交渉	あり	
交渉合意	競争入札後価格交渉方式(見積審査タイプ)	価格交渉	なし	
企画競争	技術提案審査・価格等交渉方式	価格交渉	あり	

2. 工事契約方式の概要

2-1 施工能力確認方式

【適用】工事内容が定型的で技術的難易度が低い工事。

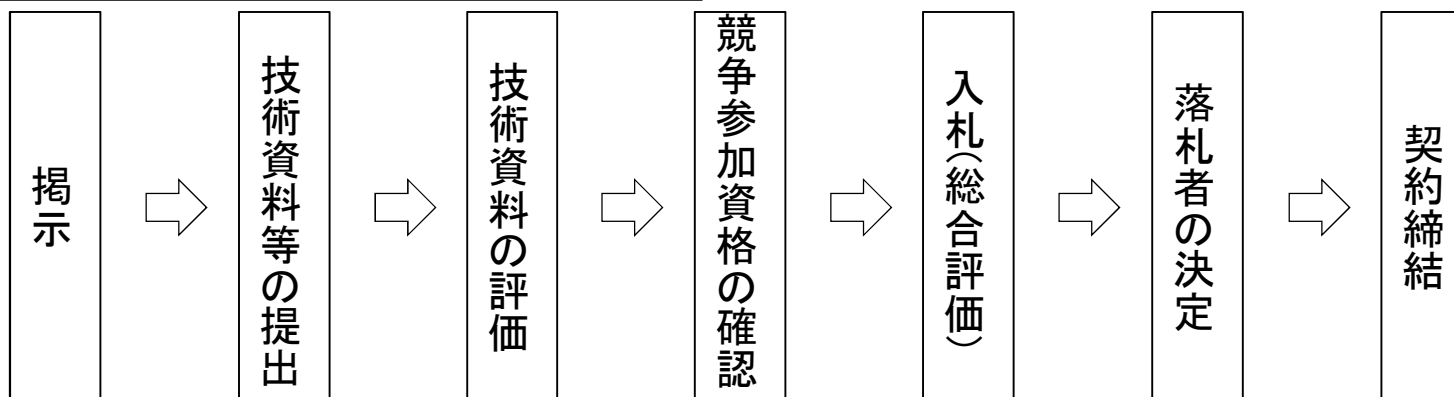
【概要】技術資料等の提出を受け、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、技術資料と入札金額を総合評価して落札者を決定。

評価値 = 技術評価点 + 価格評価点

技術評価点：最大10点（施工計画を求める場合は20点）

価格評価点：最大30点

【手続の流れ】（標準的日数：45～55日）



2. 工事契約方式の概要

2-1 施工能力確認方式

★技術評価点の評価項目 合計最大10点(施工計画を求める場合は20点)

(1) 施工実績

評価項目	契約形態	1件当たり 技術評価点	最大点
施工実績件数 (最大3件まで)	単体又は共同企業体の代表者	1.5	4点
	共同企業体の代表者以外の構成員	0.75	

(2) 工事成績評定点 ※「1件当たり技術評価点」は、施工実績が共同企業体の代表者以外の構成員の場合は、0.5を乗じる

評価項目	工事成績評定点	1件当たり 技術評価点※	最大点
工事成績 評定点 (最大3件まで)	80点以上	1.5	4点
	75点以上80点未満	1.0	
	70点以上75点未満	0.5	
	65点以上70点未満	0.25	
	65点未満	0	

(3) 首都高速道路株からの工事表彰実績

2019.4より、工事表彰実績に対する評価を導入

評価項目	表彰の内容	1件当たり 技術評価点	最大点
工事表彰実績 (施工実績)	過去3年間、同一工事種別を対象に社長からの表彰を受けた工事あり	1	1点
	過去3年間、同一工事種別を対象に局長又は本部長からの感謝状を受けた工事あり	0.5	
	過去1年間、全工事種別を対象に社長からの表彰を受けた工事あり	0.5	
	過去1年間、全工事種別を対象に局長又は本部長からの感謝状を受けた工事あり	0.25	
工事表彰実績 (配置予定技術者)	過去4年間、全工事種別を対象に社長からの表彰を受けた工事に従事していた経験を有している	1	1点
	過去4年間、全工事種別を対象に局長又は本部長からの感謝状を受けた工事に従事していた経験を有している	0.5	

(4) 施工計画 (施工計画を求める場合のみ)

評価項目	評価内容	技術評価点	最大点
施工計画 品質管理 安全管理	適切かつ具体的な記述である	10	10点
	一般的な記述である	0	

2. 工事契約方式の概要

2-1 施工能力確認方式

★価格評価点の算出方法

①入札価格 ≥ 低入札調査基準価格:

$$20 + \frac{10}{(100 - \text{低入札率})} \times (100 - \text{入札率})$$

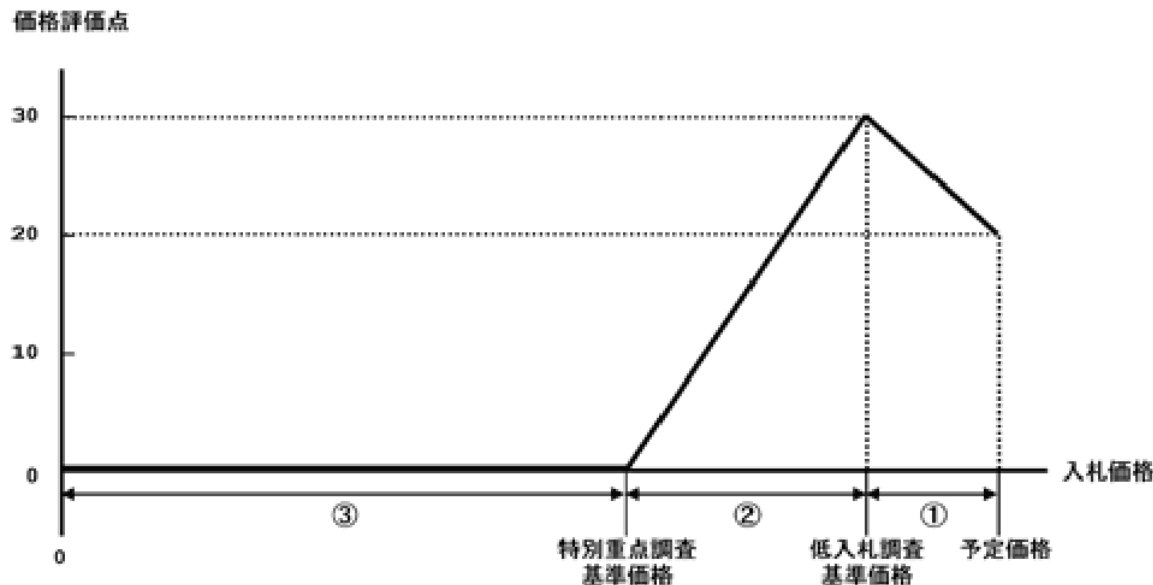
②低入札調査基準価格 > 入札価格 ≥ 特別重点調査基準価格:

$$\frac{30}{(\text{低入札率} - 60)} \times (\text{入札率} - 60)$$

③特別重点調査基準価格 > 入札価格: 0

$$\text{入札率} = \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \times 100$$

$$\text{低入札率} = \frac{\text{低入札調査基準価格}}{\text{予定価格}} \times 100$$



2. 工事契約方式の概要

2-2 技術提案価格交渉方式(複数者交渉Aタイプ)

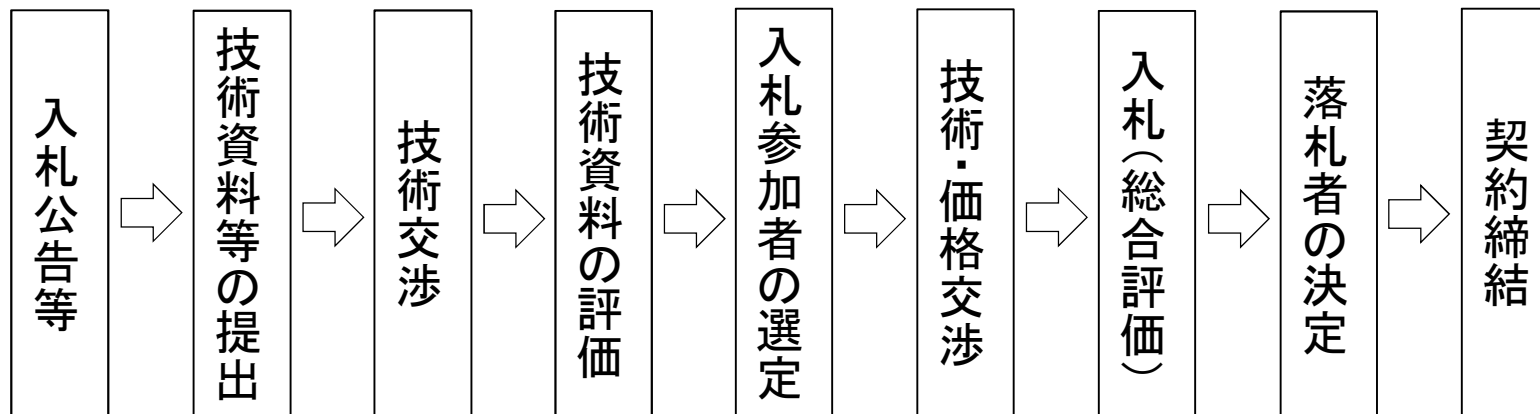
【適用】機器の製作・据付を主とする特殊な施設工事。

【概要】技術資料及び工事費内訳書を総合的に評価して入札参加者を3者を上限として選定し、次に詳細工事費内訳書の提出を求め、技術資料及び当該内訳書により交渉を行った後、競争入札により技術資料と入札金額を総合評価して落札者を決定。

評価値＝技術評価点／工事費内訳書の総額又は入札金額

※技術評価点＝100点＋加算点(最大30点)

【手続の流れ】(標準的日数:75～127日)



2. 工事契約方式の概要

2-3 技術提案価格交渉方式(複数者交渉Bタイプ)

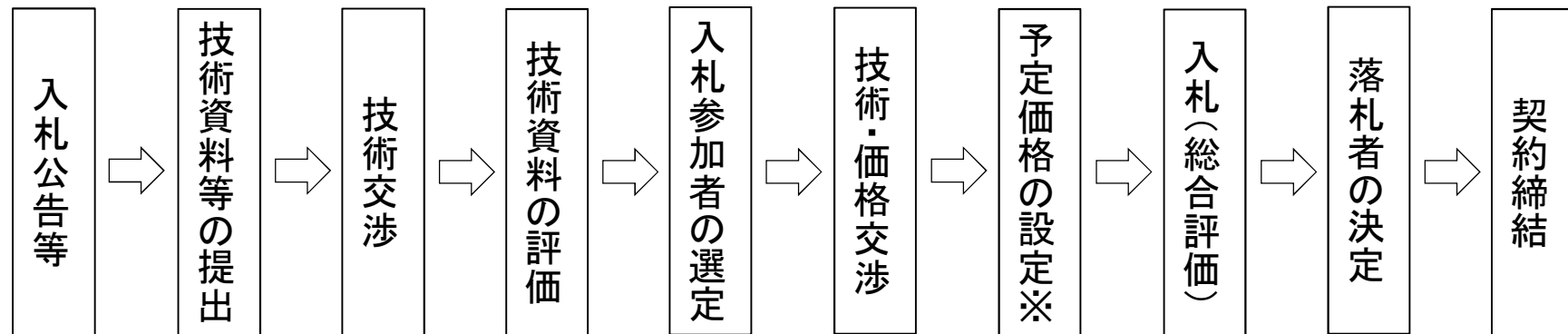
【適用】新仕様、新工種、作業条件等の特殊な土木、建築工事。

【概要】技術資料を総合的に評価して入札参加者を上位3者程度選定し、次に詳細工事費内訳書の提出を求め、技術資料及び当該内訳書により交渉を行った後、競争入札により技術資料と入札金額を総合評価して落札者を決定。

評価値＝技術評価点＋価格評価点

※技術評価点：最大30点、価格評価点＝30点×(1－入札価格／予定価格)

【手続の流れ】(標準的日数：75～127日)



※標準積算を上回る場合でも、妥当性を確認の上設計金額に反映が可能。

2. 工事契約方式の概要

技術提案価格交渉方式(複数者交渉Aタイプ)(複数者交渉Bタイプ)

★加算点の評価項目 合計最大30点 (複数者交渉Bタイプの場合、「加算点」を「技術評価点」と読み替える)

(1) 施工実績

発注者	受注形態等	加算点	最大点
首都高速道路(株)	単体又は共同企業体の代表者	3.5	3.5点
首都高速以外	単体又は共同企業体の代表者	2.7	
首都高速道路(株)	共同企業体の代表者以外の構成員	1.8	
首都高速以外	共同企業体の代表者以外の構成員	0.9	
評価に関する施工実績として加点しない工事		0	

(2) 配置予定技術者の工事経験

発注者	経験した工事の役職等	加算点	最大点
首都高速道路(株)	現場代理人、監理技術者又は主任技術者	1.5	1.5点
首都高速以外	現場代理人、監理技術者又は主任技術者	0.75	
経験した工事において、現場代理人、監理技術者及び主任技術者以外の技術者として従事した者		0	
評価に関する工事の経験として加点しない工事		0	

(3) 首都高速道路(株)からの工事表彰実績 ※加算点は、1件当たりの点数とする。

2019.4より、工事表彰実績に対する評価を導入

評価項目	表彰の内容	加算点※	最大点
工事表彰実績 (施工実績)	過去3年間、同一工事種別を対象に社長からの表彰を受けた工事あり	0.5	0.5点
	過去3年間、同一工事種別を対象に局長又は本部長からの感謝状を受けた工事あり	0.25	
	過去1年間、全工事種別を対象に社長からの表彰を受けた工事あり	0.25	
	過去1年間、全工事種別を対象に局長又は本部長からの感謝状を受けた工事あり	0.15	
工事表彰実績 (配置予定技術者)	過去4年間、全工事種別を対象に社長からの表彰を受けた工事に従事していた経験を有している	0.5	0.5点
	過去4年間、全工事種別を対象に局長又は本部長からの感謝状を受けた工事に従事していた経験を有している	0.25	

(4) 技術提案 最大点24点

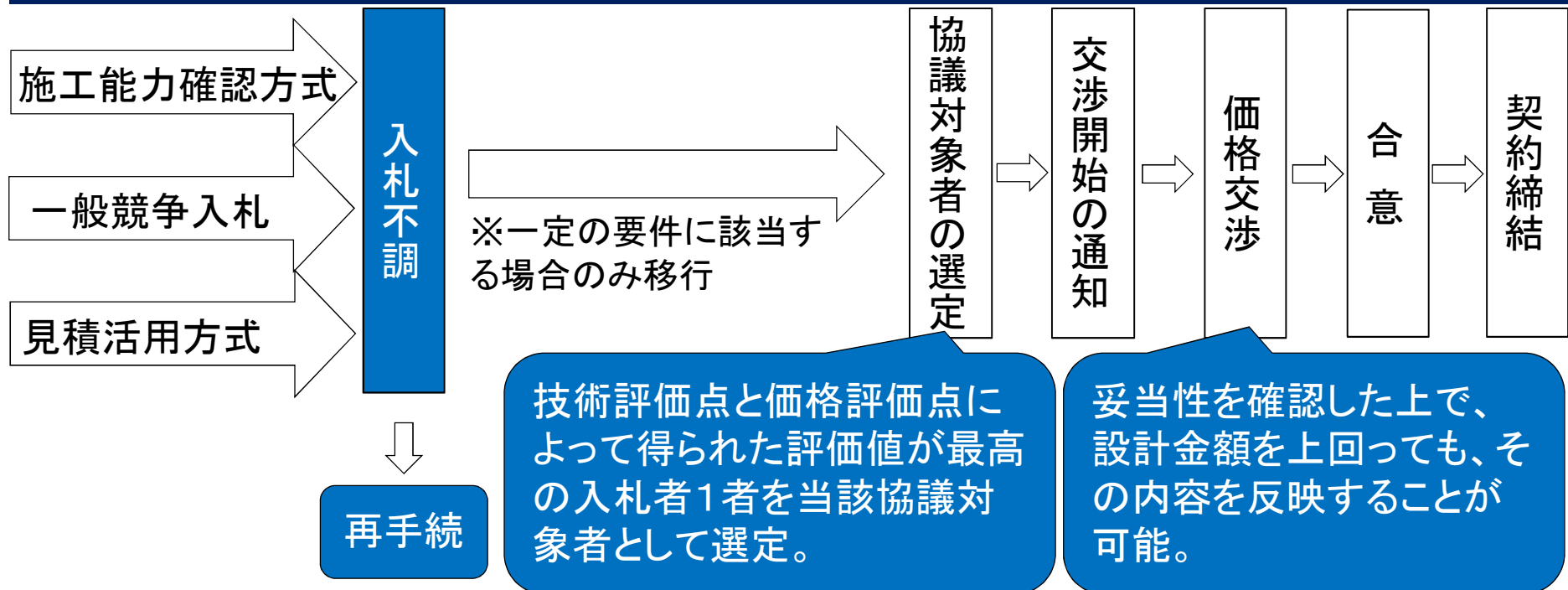
なおWTO対象案件の場合、上記(1)(2)(3)の実績は求めずに、(4)技術提案の評価のみで30点とします。

2. 工事契約方式の概要

2-4 競争入札後価格交渉方式(見積審査タイプ)

【適用】技術提案を求めない契約方式において当初入札を実施し、入札不調となった案件のうち、一定の要件に該当する場合。

【概要】入札不調発生後に総合評価値が最高の者1者と価格交渉を行い、交渉において妥当性を確認した上で、標準積算した設計金額を上回ってもその内容を反映することが可能。



3. 新たな契約方式の導入

3-1 導入の目的・概要

○更なる不調・不成立対策、また応募者数の増加(競争性の確保)を目的として、以下の契約方式を2019.4.1より試行導入しました。

「見積活用方式【公募型】」

「見積活用方式【公募・要請併用型】」

★本方式の特徴

- ・技術提案を求めません。
- ・工事全体又は一部を対象として見積書の提出を求めます。
- ・価格交渉内容について、価格交渉ではなくヒアリングを実施します。

※見積活用方式の試行導入に伴い、現行の下記契約方式は原則使用しません。

「技術提案価格交渉方式（簡易提案・見積審査タイプ）」

「競争参加要請方式（簡易提案・見積審査タイプ）」

3. 新たな契約方式の導入

3-2 見積活用方式

【適用】入札に付しても落札者がいない(入札不調)工事や、特殊な条件下等で標準価格の設定が困難、標準価格と実勢価格の間に乖離が想定される工事

【概要】入札参加希望者から技術資料の提出を受け、競争参加資格が確認できた者から見積の提出を求め、その見積についてヒアリングを行い、**妥当性が確認された項目を設計金額に反映したうえで**予定価格を設定し、競争入札により技術資料と入札金額を総合評価して落札者を決定。

評価値 = 技術評価点 + 価格評価点

技術評価点：最大10点(施工計画を求める場合は20点)

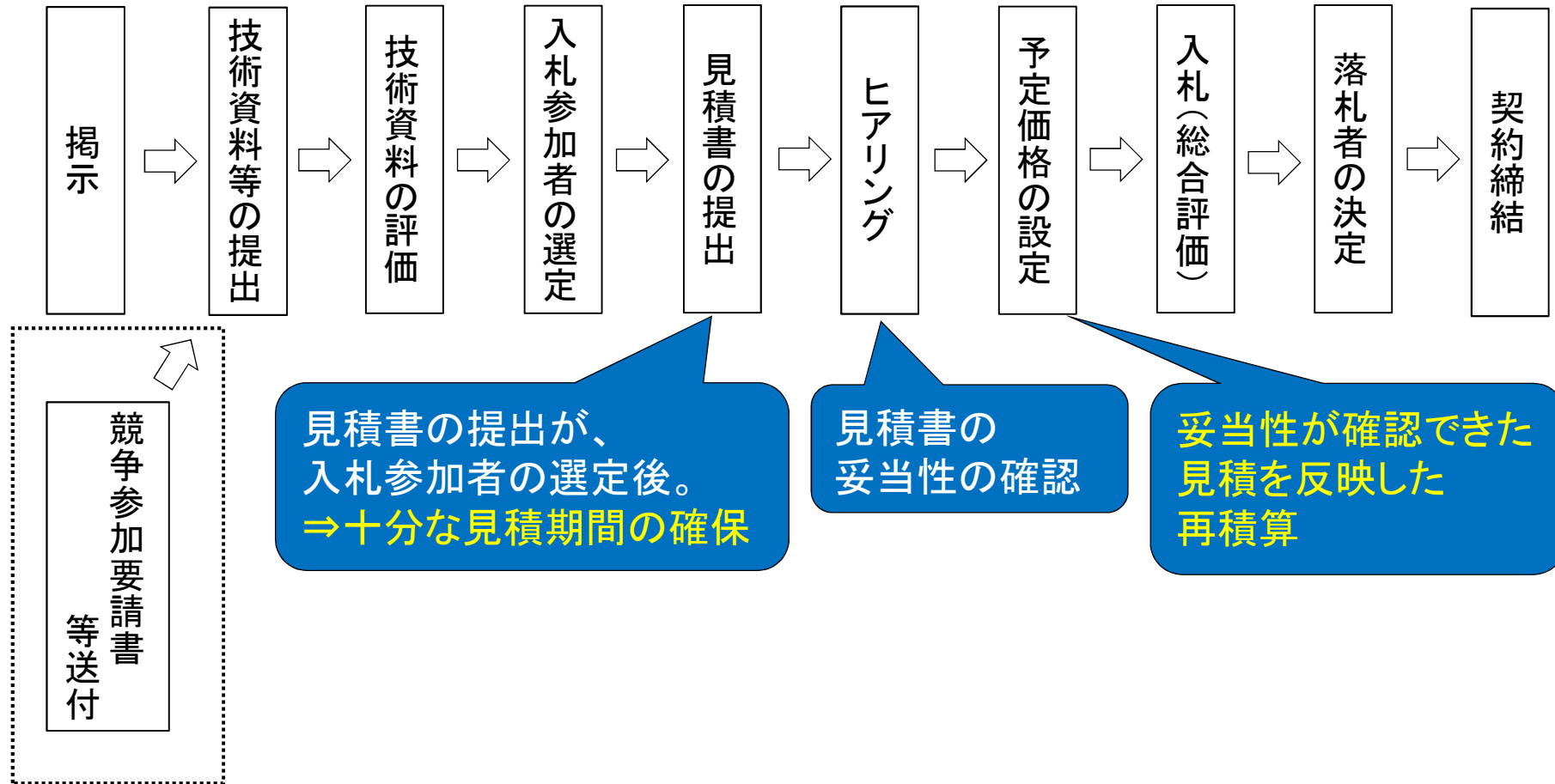
価格評価点：最大30点

⇒施工能力確認方式と同じ配点(P.3～5参照)です

3. 新たな契約方式の導入

3-2 見積活用方式

【手続の流れ】(標準的日数:58~78日)



【公募・要請併用型】のみ

4. 契約手続に関するその他の取り組み

★首都高HPに掲載の工事発注見通し資料に、工事発注規模を追加しました。(2019年4月から)

★入札公告等の交付資料のうち、金額を記載しない設計書をエクセルでダウンロードできるようになりました。
(2019年4月から)

★すべての契約方式で、変更契約時に当初契約にない工種を新規工種として追加する場合は、積算比率(当初契約額／当初設計額)を適用しないこととしました。なお、新規工種は金額を記載しない設計書に明示されます。(2019年4月から)

詳しくは ⇒ <https://www.shutoko.co.jp/business/quality/20190426/>